

土浦市地区公民館等照明設備LED化ESCO事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

土浦市

## 目次

|    |                 |    |
|----|-----------------|----|
| 1  | 事業の趣旨           | 1  |
| 2  | 事業概要            | 1  |
| 3  | 応募条件            | 2  |
| 4  | 応募に関する留意事項      | 4  |
| 5  | 事業者選定の流れ        | 4  |
| 6  | 実施スケジュール        | 5  |
| 7  | 現地見学及び図面の提供     | 5  |
| 8  | 質疑及び回答          | 6  |
| 9  | 参加申請書・資格確認書類の提出 | 6  |
| 10 | 参加資格の審査及び結果通知   | 7  |
| 11 | 企画提案書の提出        | 7  |
| 12 | 参加辞退            | 8  |
| 13 | 提案条件            | 8  |
| 14 | 企画提案書の作成要領      | 8  |
| 15 | 提案内容の審査及び結果通知   | 10 |
| 16 | 支払について          | 10 |
| 17 | 契約の保証           | 11 |
| 18 | 事務局             | 11 |

## 1 事業の趣旨

土浦市（以下「本市」という。）は、令和2年3月に策定した「第二期土浦市地球温暖化防止行動計画」に基づき、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素化社会を構築するための取組を推進している。また、令和3年に水銀ランプの製造及び輸出入が禁止され、さらに令和9年末までに蛍光灯の製造及び輸出入が禁止となることから、照明灯のLED化への対応が急務となっている。

こうした背景を踏まえ、LED照明導入の設計・施工及び維持管理等において、民間のノウハウ、経営能力、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入し、本市が維持管理する公民館等の既設照明をLED化する事業（以下「本事業」という。）を実施する。

この実施要領は本事業の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 事業概要

### (1) 事業の名称

土浦市地区公民館等照明設備LED化ESCO事業

### (2) 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

本事業は、ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）で行うため、対象設備の改修に係る施工等初期費用は本市が調達するものとする。事業者は、設備を設計・施工し工事完了後に本市に対して対象設備の引き渡しを行った後、3年間の維持管理期間中、導入設備の維持管理等に係る業務（以下「ESCOサービス」という。）を行うものとする。

### (3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

施工期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ESCOサービス期間：3年（令和9年4月1日から令和12年3月31日まで）

### (4) 事業対象

現時点でLED化の対象となる照明器具総数は、2,946灯、LED化済の照明器具を含む維持管理対象灯数は、3,546灯とする。（内訳は別添配布資料のとおり）

LED化の対象となる照明器具は、適切な照度が確保できるLED照明器具に交換すること。

### (5) 事業内容

「土浦市地区公民館等照明設備LED化ESCO事業 仕様書」のとおりとする。

### (6) 事業費の上限額

総事業費

131,780,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

年度別上限額及び内訳

単位：千円

|      | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 期間合計    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 業務内容 | 設計・施工   | 検証・維持管理 | 検証・維持管理 | 検証・維持管理 | 131,780 |
| 上限額  | 129,800 | 660     | 660     | 660     |         |

※ただし、総事業費の上限額は、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。

### 3 応募条件

#### (1) 応募要件

- ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。
- イ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。
- ウ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約時に関する諸手続を行う。

#### (2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。

##### (ア) 事業役割

本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続き及び業務の取りまとめを行い、事業遂行の責を負う。また、調査、設計、工事監理に関する業務を実施する。

##### (イ) 施工役割

施工・施工管理に関する業務を実施する。

##### (ウ) 維持管理役割

維持管理や効果測定・検証に関する業務を実施する。

##### (エ) その他の役割

上記（ア）から（ウ）のほか、必要な役割を担う。

- イ グループで応募する場合は、企業間の役割に関する合意書など確実な執行体制が確認できる書類を提出すること。（様式第3号：グループ構成表）

#### (3) 応募者の資格

##### ア 一般事項

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、参加表明書提出時点において次の要件を全て満たす事業者（個人での参加は不可）とする。なお、複数の事業者で共同事業者等を構成し参加する場合は、特別な記載が無い限り、構成事業者全てが以下の要件を満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない事業者であること。

- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (ウ) 国税、地方税の滞納がないこと。

- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は、実質的経営に関与している事業者でないこと。

- (オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けていない事業者であること。

- (カ) 所要の資格を網羅した技術者を用い、業務を確実に遂行させることができる事業者であること。

- (キ) 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について、柔軟な対応ができる事業者であること。
- (ク) 本市の地域経済活性化の観点から、市内事業者（土浦市内に本社を有する事業者）を、活用するよう努める事業者であること。
- (ケ) 参加表明書等により、本事業の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (コ) 対象設備のエネルギー削減効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、補償措置を講じることができる者であること。

イ 複数の事業者が共同で応募する場合（共同事業体等による応募）

- (ア) 複数の事業者が共同事業体等を構成して応募する場合は、事業役割を担う者を代表事業者として定め、代表事業者が応募手続を行うこと。
- (イ) 同時に複数の共同事業体等の代表事業者又は構成事業者となることはできない。
- (ウ) 単独で本プロポーザルに参加しようとする事業者は、共同事業体等で応募する場合の代表事業者又は構成事業者になることはできない。
- (エ) 技術提案書の提出期限後において、共同事業体等の代表事業者及び構成事業者の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

ウ 業務ごとの資格要件

(ア) 事業役割を担う者

- ・ 国（公団を含む。）又は地方公共団体と、本事業と種類及び規模が同等以上（公共施設照明LED化2,500灯以上）の契約を締結し、誠実に履行した実績を有している者であること。
- ・ 対象設備のエネルギー削減効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、補償措置を講じることができる者であること。
- ・ 維持管理、システムサポート等を円滑に行うため、迅速な対応が可能な者であること。
- ・ 次のいずれかの資格を有する者に本事業の設計を担当させること。
  - ① 建築設備士の資格を有し、電気設備工事の設計業務に3年以上の経験を有する者
  - ② 設備設計一級建築士の資格を有する者
  - ③ 電気設備工事の設計業務に5年以上の経験を有する者

(イ) 施工役割を担う者

- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく電気工事に係る建設業の許可を受けていること。また、「土浦市競争入札参加資格者一覧（建設工事）」（令和8年4月1日時点）において、業種「電気」に登録されており、土浦市内に本店を有している者であること。

(ウ) 維持管理役割を担う者

- ・ 上記（イ）の要件を満たす者又は「土浦市競争入札参加資格者一覧（役務の提供）」（令和8年4月1日時点）に登録されており、土浦市内に本店を有している者であること。

#### 4 応募に関する留意事項

##### (1) 費用負担

提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、応募者の負担とする。

##### (2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。

イ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ウ 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

エ 提出書類は、土浦市情報公開条例に基づく公開請求があったときは、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。また、情報の開示は、原則として本プロポーザルによる優先交渉権者決定後とする。

##### (3) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

##### (4) 知的財産権の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、施工材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

##### (5) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

##### (6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提出書類は無効とする。

##### (7) 構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

#### 5 事業者選定の流れ

##### (1) 応募者の要件

応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

##### (2) 応募資格要件の確認

応募資格の確認により条件を満たした応募者に対し、技術提案書の提出を電子メールで要請する。

##### (3) 最優秀及び優秀提案の選定

「土浦市地区公民館等照明設備LED化ESCO事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、最優秀提案者1者（以下「優先交渉権者」という。）及び優秀提案者1者（以下「次点交渉権者」という。）を選定する。応募者が1者であった場合でも、本市の定める評価得点を上回る提案であった場合は優先交渉権者として選定する。選定結果については、各提案者に参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで審査結果を通知する。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、技術提案書等の内容を基に、本市と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

(5) 契約事業者の選定

本市は、優先交渉権者との協議が整い次第契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者の失格事由若しくは不正と認められる行為等が判明した場合は、次点交渉権者と詳細協議を行う。

6 実施スケジュール

(1) 本事業は、次の日程で行う。

|    | 項目                 | 日程                               |
|----|--------------------|----------------------------------|
| 1  | 実施要領の配布（市ホームページ公開） | 令和8年4月1日（水）                      |
| 2  | 現地見学申込み（希望者のみ）     | 令和8年4月1日（水）～4月14日（火）             |
| 3  | 図面提供申込み（希望者のみ）     | 令和8年4月1日（水）～5月12日（火）             |
| 4  | 現地見学（希望者のみ）        | 令和8年4月16日（木）～4月22日（水）            |
| 5  | 質疑の受付              | 令和8年4月22日（水）～4月27日（月）            |
| 6  | 質疑の回答              | 令和8年5月12日（火）まで                   |
| 7  | 参加表明書の受付           | 令和8年5月13日（水）～5月19日（火）<br>17：00まで |
| 8  | 参加資格審査及び結果通知       | 令和8年5月25日（月）まで                   |
| 9  | 技術提案書の受付           | 令和8年5月28日（木）～6月15日（月）<br>17：00まで |
| 10 | プレゼンテーション、選考       | 令和8年6月25日（木）                     |
| 11 | 選定結果通知、優先交渉権者の決定   | 令和8年6月30日（火）まで                   |
| 12 | 詳細協議、事業計画書作成       | 令和8年7月                           |
| 13 | 契約の締結              | 令和8年8月末まで                        |
| 14 | 現地調査・設備改修          | 契約締結日の翌日～令和9年3月31日               |
| 15 | ESCOサービス期間         | 令和9年4月1日～令和12年3月31日              |

(2) 前項のスケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

7 現地見学及び図面の提供

本業務の対象施設について、希望者には現地見学の実施及び図面を提供するので、次のとおり申込書を提出すること。

なお、現地見学への参加の有無は、優先交渉権者選定時の審査には影響しない。

(1) 申込方法（電子メールのみ）

現地見学申込書（様式第1号の1）及び図面提供申込書（様式第1号の2）を電子メールにより、事務局へ提出すること。

なお、提出した際は、受信の確認のため、電話により事務局まで連絡するものとする。

(2) 現地見学の実施方法

最大4名までとし、移動のための乗用車（1事業者1台）は、見学希望者が用意すること。現地見学の日程は、現地見学申込書（様式第1号の1）の提出後、希望日、希望施設を確認調整のうえ決定する。

(3) 図面の提供

図面提供申込書（様式第1号の2）の提出後、施設図面を電子メールにて提供する。

8 質疑及び回答

(1) 質問方法

本実施要領及び仕様書の内容に関する質問について、質問書（様式第1号の3）を使用し、「18 事務局」宛に電子メールで送信する。電子メールの件名は、「【質問書送付】土浦市地区公民館等照明設備LED化ESCO事業」と記載すること。

(2) 受付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年4月27日（月）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

提出された質疑を取りまとめ、令和8年5月12日（火）までに本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わないものとする。なお、回答内容は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) その他

ア 質疑は、電子メールのみとし、電話、来訪による口頭、FAX、持参は不可とする。また、指定様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。なお、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

ウ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

9 参加表明書・資格確認書類の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(2) 受付期間

令和8年5月13日（水）から令和8年5月19日（火）午後5時まで（必着）

受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 提出場所

「18 事務局」へ提出する。

(4) 提出書類

次の提出書類にそれぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出すること。

ア 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

- イ グループ構成表（様式第3号）【グループで参加の場合のみ】  
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割など）を明確にすること。
- ウ 印鑑証明書（写し可）  
所管法務局発行の証明書で、受付日前3か月以内に発行されたもの
- エ 履歴事項全部証明書（写し可）  
現に効力を有する謄本で、受付日前3か月以内に発行されたもの
- オ 納税証明書（写し可）  
消費税及び地方消費税、法人税、都道府県税、市町村税  
事務所が複数カ所ある場合は、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。
- カ 財務諸表（写し可）  
直近1事業年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書）
- キ 会社概要  
A4判用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等（パンフレット等で代替可）及び以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの  
（ア）企業概要書（様式第4号の1）  
（イ）有資格技術職員内訳表（様式第4号の2）  
（ウ）各役割責任者の業務実績表（様式第4号の3）  
（エ）公共施設照明LED化関連事業実績一覧表（様式第4号の4）
- ク 建設業の許可証明書の写し（施工役割を担う者のみ）
- ケ 各有資格者免許証の写し  
キ（イ）に記載した有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者証（表・裏）の写し
- コ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第4号の5号）
- ※提出書類ウ、エ、オ、カ、キ、ク、コは、グループで参加の場合は、構成員全てが提出すること。

## 10 参加資格の審査及び結果通知

提出された書類により参加資格について審査し、その結果を令和8年5月25日（月）までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知する。

## 11 技術提案書の提出

### （1）提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

### （2）受付期間

令和8年5月28日（木）から令和8年6月15日（月）午後5時まで（必着）  
受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

### （3）提出場所

「18 事務局」へ提出する。

(4) 技術提案時の提出書類

「14 技術提案書の作成要領」に従い、作成すること。

12 参加辞退

応募者が参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日である令和8年6月14日（日）午後5時までに技術提案辞退届（様式第5号）を「18 事務局」へ電子メールにて提出すること。

13 提案条件

- (1) ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）を実施すること。
- (2) 年度別事業費が上限額以下であること。
- (3) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、施工等を遂行すること。
- (4) E S C O契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合、その分を補償すること。
- (5) 電気料金の計算は、別添配布資料をもとに算出すること。
- (6) C O 2 排出量の計算は、電力使用に伴う C O 2 排出係数は、0.000408 t - C O 2 / k W h とし、C O 2 排出に関する計算を行うこと。

14 技術提案書の作成要領

(1) 形式

- ア サイズ：A4判用紙（縦）
- イ 文字方向：横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
- ウ 印刷方法：片面、左綴じ、カラー印刷
- エ 文字ポイント：10.5ポイント以上とする。（図表等に含まれる文字を除く。）
- オ ページ番号：表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
- カ その他：文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。

各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類

次の提出書類を作成し、表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたもの（以下「技術提案書」という。）として11部（正本1部、副本10部）提出すること。また、技術提案書をPDF形式で記録した電子媒体（CD-Rなど）1部を併せて提出すること。

なお、技術提案書は、表紙・目次等の他、次の1～4を20頁以内とすること。

○技術提案書提出届（様式第6号）正本にのみ添付するものとする。

1. 技術提案総括表（様式第7号）
2. 事業資金計画書（様式第8号の1から様式第8号の2）
3. 省エネ効果等一覧表（別添配布資料）A3を折込むこと
4. 技術提案詳細（以下について記載すること）

| 項目                  | 記載内容   |
|---------------------|--|
| 1 基本的な考え方、必要な実績の有無等 | <p>(1)基本的な考え方<br/>本市が抱えている課題や業務目的・効果などをふまえて、本業務に対する基本的な考え方を記載すること。</p> <p>(2)実績の有無<br/>「様式第4号の1～4企業概要書等のとおり」と記載すること。</p>   |
| 2 実施体制              | <p>(1)実施体制<br/>「様式第3号グループ構成表のとおり」と記載すると共に、以下について記載すること。<br/>業務の実施体制（各役割ごとの業務分担や役割間の連携）について、体制図を用いる等により具体的に記載すること。また、組織のバックアップ体制、グループでの円滑な業務遂行に関して重視している点等について記載すること。</p> <p>(2)市内事業者の活用<br/>施工や維持管理等について、市内事業者を積極的に活用し、地域経済に貢献する現実的で具体的な提案について記載すること。</p> <p>(3)事業役割責任者等<br/>「様式第4号の3各役割責任者の業務実績表のとおり」と記載すると共に、各責任者に求められる資質や実績等について記載すること。</p> |
| 3 企画提案              | <p>提案の全体がわかるように、特に以下について記載すること。</p> <p>(1)事業方針<br/>省エネ、施工・安全管理、維持管理等に関する方針について記載すること。</p> <p>(2)創意工夫<br/>提案の全般にわたり、独自技術や専門的知見に基づくノウハウを活かした創意工夫について記載すること。</p>  |
| 4 施工                | <p>(1)工事工程や安全管理<br/>施工体制、工程、仮設・安全計画・工程管理について記載すること。</p> <p>(2)機器選定<br/>提案する照明器具の仕様、姿図、削減効果の数値的根拠等を記載するほか以下の観点から機器選定理由について記載すること。（別添可）<br/>○消費電力、設置場所、耐久性、更新性、ライフサイクルコスト削減等</p>   |
| 5 維持管理              | <p>(1)維持管理について<br/>維持管理計画（維持管理体制や受付窓口等）について記載すること。</p> <p>(2)効果測定について<br/>省エネルギー効果の計測、検証、報告方法等について記載すること。</p>  |
| 6 環境対策              | <p>「省エネ効果等一覧表（別添配布資料）のとおり」と記載すること。</p>   |
| 7 事業費               | <p>「様式第8号の1～2事業資金計画書のとおり」と記載すること。</p>  |
| 8 追加提案              | <p>3 (2) 創意工夫で記載した以外に本業務の趣旨、目的に合致した独自技術、ノウハウや工夫に基づく提案を記載すること。ただし、提案金額内で実施可能な提案とし、その他、特にアピールしたい点があれば記載すること。</p>   |

## 15 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された技術提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時：令和8年6月25日（木）

イ 実施場所：土浦市役所

（詳細な日時、会場、方法等については、各提案者へ別途通知する。）

ウ 提案時間：説明 20 分以内、選定委員による質疑 10 分程度

エ 提案者：事業役割責任者が説明すること（質疑応答は除く）

オ 参加人数：1 者につき 5 名以内

カ Microsoft PowerPoint 等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、技術提案書に記載した事項以外の内容を記載しないこと。

キ プロジェクター、スクリーン及び付属ケーブル類は事務局で用意するが、パソコンについては、原則応募者で用意すること。

(2) 技術提案書及びプレゼンテーションを基に「土浦市地区公民館等照明設備LED化ESCO事業プロポーザル選定委員会」において審査する。

ア 評価基準：別表1のとおり

イ 得点算出

(ア) 各選定委員の各評価項目における評価点を算出する。

(イ) 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

(ウ) 上記(イ)による全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

ウ 優先交渉権者の選定

最低基準点（各選定委員の評価点の平均が60点以上）を満たし、最も高い合計得点の者を優先交渉権者として決定する。なお、選定委員会は非公開とし、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 選定結果については、令和8年6月30日（火）までに各提案者に参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで審査結果を通知する。また、本市ホームページにて公表する。

(4) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア プレゼンテーションに参加しない場合

イ 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 技術提案書の提出期限を過ぎて書類が提出された場合

オ 提案の事業費が年度別上限額を超えている場合

カ 本実施要領に違反すると認められる場合

## 16 支払いについて

(1) 設計・施工費用の支払いは、照明設備設置完了後に設置後検査を行い、検査合格後に一括して支払うものとする。

(2) 検証・維持管理費用は、令和9年度から令和11年度まで年額均等年度末払いとする。

#### 17 契約の保証

受託者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

#### 18 事務局

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

土浦市市民生活部市民活動課市民協働室（土浦市役所2階）

担当者：谷中、中島

電話：029-826-1111

e-mail：shimin-katsudo@city.tsuchiura.lg.jp